

島田市総合スポーツセンター

(1) メインアリーナ

ア 夏期

利用区分			利用時間及び利用料				
			午前	午後	夜間	昼間	全日
			午前8時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収する場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	6,180円	7,030円	6,180円	14,090円	21,160円
		市内に住所を有しないもの	18,550円	21,120円	18,550円	42,290円	63,490円
		その他の者	12,370円	14,080円	12,370円	28,200円	42,320円
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収する場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	12,460円	14,160円	12,460円	27,510円	40,860円
		市内に住所を有しないもの	37,410円	42,500円	37,410円	82,530円	122,580円
		その他の者	24,940円	28,330円	24,940円	55,020円	81,720円

その 他 の 場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	15,610円	17,720円	15,610円	34,210円	50,700円
		市内に住 所を有し ないもの	46,840円	53,170円	46,840円	102,640円	152,110円
			その他の 者	31,220円	35,450円	31,220円	68,430円
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	40,750円	46,220円	40,750円	87,840円	129,480円
		市内に住 所を有し ないもの	122,260円	138,670円	122,260円	263,550円	388,460円
			その他の 者	81,510円	46,220円	81,510円	175,700円

イ 夏期以外の期間

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前8時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
アマチュアス ポーツ、レク リエーション 等に利用する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	6,280円	7,110円	6,280円	13,400円	19,680円
	入場料 を徴収 する場 合	18,850円	21,360円	18,850円	40,220円	59,080円
その他の場合	入場料 を徴収 しない 場合	25,130円	28,480円	25,130円	53,630円	78,770円
	入場料 を徴収 する場 合	75,420円	85,480円	75,420円	160,900円	236,330円

## (2) サブアリーナ

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前8時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
アマチュアス ポーツ、レク リエーション 等に利用する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	2,930円	3,350円	2,930円	6,280円	9,210円
	入場料 を徴収 する場 合	8,800円	10,050円	8,800円	18,850円	27,650円
その他の場合	入場料 を徴収 しない 場合	11,730円	13,400円	11,730円	25,130円	36,870円
	入場料 を徴収 する場 合	35,200円	40,220円	35,200円	75,420円	110,620円

## (3) 多目的武道場

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前8時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
アマチュアスポーツ 等に利用する場合	1,880円	2,080円	1,880円	3,970円	5,860円
その他の場合	7,530円	8,370円	7,530円	15,910円	23,460円
個人で利用する場合	1人当たり、1回につき200円				

## (4) 弓道場

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前8時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
アマチュアスポーツ 等に利用する場合	1,350円	1,460円	1,350円	2,820円	4,180円
その他の場合	5,430円	5,860円	5,430円	11,300円	16,750円
個人で利用する場合	1人当たり、1回につき200円				

## (5) アリーナ控室、運営室及び師範室

単位	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後9時30分まで
1室	510円	510円	510円	1,030円	1,560円

## (6) 多目的室

利用区分	単位	利用料
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1時間につき	620円
その他の場合	1時間につき	2,500円
個人で利用する場合	1人当たり、1回につき	300円

## (7) 軽体操室

利用区分	単位	利用料
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1時間につき	300円
その他の場合	1時間につき	1,250円
個人で利用する場合	1人当たり、1回につき	200円

## (8) トレーニング室

単位	利用者の区分	利用料
1人当たり、1回につき	高校生以下の者	200円
	その他の者	410円

## (9) 卓球場

単位	利用者の区分	利用時間及び利用料		
		午前	午後	夜間
		午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
1人当たり、1回1台に つき	高校生以下の者	100円	100円	100円
	その他の者	200円	200円	200円

## (10) プール

利用区分	単位	利用者の区分	利用時間及び利用料	
			午前10時から 午後4時まで	午後5時から 午後9時まで
個人で利用する場 合	1人当たり、1回3時 間につき	高校生以下の者	200円	200円
		その他の者	410円	410円
20人以上の団体で 利用する場合	1人当たり、1回2時 間につき	高校生以下の者	100円	
1コースを占有して 利用する場合	1コース当たり、1時 間につき	高校生以下の者	1,030円	
		その他の者	3,130円	
回数券を購入して 利用する場合	12回（1回3時間）分	高校生以下の者	2,080円	
		その他の者	4,180円	

## (11) 研修室

利用区分	単位	利用料
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1時間につき	510円
その他の場合	1時間につき	2,080円

## 備考

- 1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。
- 2 「高校生以下の者」とは、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在学する者（これらに準ずる者として市長が認める者を含む。）をいう。
- 3 「高校生以下の団体」とは、高校生以下の者及びこれらの者を引率する者をもって組織する団体をいう。
- 4 「市内に住所を有しないもの」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 5 メインアリーナを夏期に利用する場合は、別表の3 冷暖房利用料の表に規定するメインアリーナの冷暖房利用料を徴収しない。
- 6 メインアリーナを夏期に利用する場合において、気温、天候等を勘案して冷房を使用することが適当でないものとして規則で定めるときの利用料の額は、夏期以外の期間の利用料の額とする。
- 7 メインアリーナ、サブアリーナ、多目的武道場又は弓道場の一部を利用する場合の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額に利用する施設の総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。
- 8 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき300円とし、サブアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき150円とする。ただし、メインアリーナの一部を夏期に個人で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1時間につき600円とする。
- 9 卓球場を1時間単位で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1台につき60円（高校生以下の者が利用する場合は、30円）とする。
- 10 研修室をメインアリーナ、サブアリーナ、多目的武道場、プール（1コースを占有して利用する場合に限る。）と併せて利用する場合の研修室の利用料の額は、利用区分に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額とする。
- 11 メインアリーナ（夏期に利用する場合を除く。）、サブアリーナ、多目的武道場、弓道場、アリーナ控室、運営室、師範室、多目的室、軽体操室又は研修室を高校生以下の団体が利用する場合又は高校生以下の者が個人で利用する場合の

利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額とする。

12 市内に住所を有しないものが利用する場合（メインアリーナを夏期に利用する場合を除く。）は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。

13 許可を受けた利用時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、許可を受けた利用時間に係る利用料の額の1時間分に相当する額を加算するものとする。

14 この表の規定により算出した利用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

## 2 照明設備利用料

利用区分	単位	利用料
メインアリーナ	1時間につき	1,350円
サブアリーナ	1時間につき	620円
多目的武道場	1時間につき	510円

## 3 冷暖房利用料

利用区分	単位	利用料
メインアリーナ（冷房）	1時間につき	1,740円
メインアリーナ（暖房）	1時間につき	1,390円
サブアリーナ	1時間につき	1,880円
多目的武道場	1時間につき	1,250円
アリーナ控室、運営室及び師範室	1時間につき	100円
多目的室、軽体操室及び研修室	1時間につき	510円

### 備考

1 メインアリーナの一部を利用する場合の冷暖房利用料の額は、利用区分に応じて定められた利用料の額にメインアリーナの総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。

- 2 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の冷房利用料の額は1人当たり1時間につき290円とし、暖房利用料の額は1人当たり1時間につき230円とする。
- 3 この表の規定により算出した利用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

#### 4 附帯設備利用料

区分	単位	利用料
電光掲示板	一式	1,560円
バレーボール用具	一式	200円
バドミントン用具	一式	100円
卓球台	1台	100円
卓球用具	一式	100円
トランポリン	一式	300円
ミニトランポリン	1台	200円
マット	1枚	50円
新体操マット	一式	300円

#### 備考

- 1 この表に定める利用料は、午前、午後又は夜間の利用時間の区分ごとの利用料とする。
- 2 この表に定めのない附帯設備の利用料の額は、類似する設備の利用料の額等を勘案して、市長が別に定める。